

第8回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 5年 7月20日(木) 午後2時00分

・場 所 沼田市役所 4階 防災会議室402・403

・出席委員

| | |
|-------------|-------------|
| 1番 富 沢 誠 司 | 2番 星 野 広 之 |
| 3番 都 所 一 郎 | 4番 遠 藤 由理子 |
| 5番 阿 部 喜一郎 | |
| 7番 木 内 和 男 | 8番 生 方 大 助 |
| 9番 小 林 秀 一 | 10番 小 林 喜久代 |
| 11番 金 井 繁 行 | 12番 高 井 人 士 |
| 13番 千 明 忍 | 14番 赤 石 初 雄 |
| 15番 小 林 由喜子 | |

・欠席

6番 阿 部 純 子

・遅刻

なし

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

| | |
|------------|---------|
| 事務局長 | 大 竹 光 |
| 事務局次長兼農地係長 | 生 方 和 明 |
| 副主査 | 宮 下 和 哉 |

・会議の概要

事務局長

1. 開会前

午後1時47分

開会に先立ちまして本日の総会の出席状況について報告いたします。現在の出席委員は14名でありまして、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定された総会の成立要件である過半数を超えておりますので、本日の総会が成立していることを報告いたします。

「沼田市農業委員会会議規則」第16条に「委員は、発言しようとするときは、起立して自己の議席番号及び氏名を告げ、会長の許可を求めなければならない。」と規定されておりますが、議席はまだ決まっておりませんので、決まるまでの間は挙手をして、自己の氏名を告げ議長の許可を受け発言をしていただきたいと思っております。

また、議席が決定した後は、議席番号のみを告げて、議長の許可を得て発言されるようお願いいたします。

なお、本総会は任命後初めての総会であり、「農業委員会等に関する法律」第27条第1項、「沼田市農業委員会選挙規程」第5条により、市長名で招集をさせていただいております。

また、会長が選任されるまでの間、市長が議長の職を務めることになっておりますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、市長よりごあいさつをお願いいたします。

市長

2. 開会及び市長あいさつ

午後1時50分

本日はお忙しい中、農業委員会総会にご出席を賜り、心から感謝と御礼を申し上げる次第でございます。

さきほど、皆様に農業委員としての辞令を交付しました。

本日から3年の任期となりますが、この間、ぜひ沼田市の農業のために、また沼田市の市政運営に対しても、特段のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げます。また、総会の順調な進行におかれましても、特段のご指導を賜りますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

事務局長

ありがとうございました。

本日は、就任後、初の顔合わせでございますので、大変恐縮ではございますが、各委員の皆さん、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。

それでは、富沢委員さんから順番にお願いいたします。

—————自己紹介—————

事務局長

続きまして、沼田市農業委員会事務局職員を紹介させていただきます。

—————事務局職員紹介—————

議長
(市長)

それでは議長の職を務めさせていただきます。

ただいまより、第8回沼田市農業委員会総会を開会いたします。

議長

3. 議事録署名委員の指名について 午後1時53分

まず、最初に議事録署名人の指名を行います。

「沼田市農業委員会会議規則」に基づき、議長において、富沢誠司委員さん、星野広之委員さんの両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長

4. 付議事件 午後1時55分

これより付議事件に入ります。

議案第30号 「沼田市農業委員会会長の選任について」を議題といたします。

「沼田市農業委員会選挙規程」第5条に基づき、この会議を沼田市農業委員会の会長を選出する選挙会とし、開会をここに宣言いたします。

選挙会を開催するにあたり、事務局長から報告をさせます。

事務局長

はい、事務局長。

議長 事務局長。

事務局長 「沼田市農業委員会選挙規程」第4条に、「選挙会は、現任する委員の3分の2以上が出席しなければならない。」とあります。
現在14名の出席となっておりますので、選挙会が成立をしておりますことを報告いたします。

議長 はい、報告のとおり選挙会が成立いたしましたので、「沼田市農業委員会選挙規程」第6条により、選挙管理人の指名を行います。
慣例によりまして農業委員会事務局長を選挙管理人に指名したいと存じますがいかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長 はい、「異議なし」と認めます。
よって農業委員会事務局長を選挙管理人に指名いたします。
ただいまから、沼田市農業委員会会長の選挙会を執行いたします。
事務局長から、選挙会に関する法令等の規定について説明をさせます。

事務局長 はい。事務局長

議長 事務局長。

事務局長 はい、それでは、ご説明申し上げます。
「農業委員会等に関する法律」第5条第2項で「会長は、委員が互選した者をもって充てる。」と定めております。
また、「沼田市農業委員会選挙規程」第15条第1項において「投票による選挙のほか、選挙会に出席した委員中に異議のないときは、投票によらないで指名推選の方法によることができる。」と定められております。
次に、同選挙規程第15条第2項において「指名推選による選挙の場合は、市長は、被指名人をもって当選人と定めるべきかどうか

を会議に諮り、委員の全員の同意があった者を当選人とする。」と定められております。

また、同規程第16条第2項において「市長は、遅滞なく当選人に、当選した旨を文書で通知しなければならない。」となっております。

同規程第17条では、「通知を受けた当選人は、承諾の可否について、文書をもって回答しなければならない。」となっております。

説明は以上でございます。

議長

はい、ただいま、事務局長の説明の中にもありましたが、選任の方法といたしましては、投票と指名推選の二つの方法がございます。

そこでお諮りをいたしますが、今までの慣例といたしましては、指名推選の方法により行っていた経過がございますので、指名推選の方法により進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございます。

全員一致の「異議なし」と認めます。よって、会長の選出につきましては、指名推選によることに決定いたしました。

それでは、指名推選の方法についてお諮りをいたしますが、選考委員会を設けて推選し、その結果を選挙会に報告をいただいて可否を決定するという方法をとりたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございます。

「異議なし」と認め、選考委員会を設けることと決定いたします。

それでは選考委員の選出については、お諮りをいたします。いかがしたらよろしいでしょうか。

特に意見が無いようですので事務局、何かございますか。

事務局長

はい、事務局長。

議長

事務局長。

事務局長

はい、事務局案を述べさせていただきます。

議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。

15名の農業委員を地区別に4区分し、それぞれの区分から各2名、合計8名を選考委員として選出する(案)を提案させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

はい、事務局案の説明が終わりました。

ただ今の事務局案につきまして何かご意見ございますか。

議長

ご意見が無いようですのでお諮りいたします。

ただ今の事務局案により選考委員を選出することによりよろしいでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございます。「異議なし」と認め決定いたします。

確認でございますが、第1区分の沼田地区・池田地区・薄根地区から2名、第2区分の利南地区・川田地区から2名、第3区分の白沢地区から2名、第4区分の利根地区から2名、以上合計8名の選考委員で選考委員会を構成いたします。

それでは、それぞれの区分の地区の委員さんの間でお話いただき、選考委員を互選していただきたいと思います。

—————選考委員の互選—————

それでは、第1区分から第4区分まで順番に選考委員の報告をお願いいたします。

—————選考委員の報告—————

議長

ありがとうございました。

それでは、選考委員は、別室において選考委員会を開催し、代表者を決めて会長の推薦をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

(選考委員は別室へ)

—————選考委員会—————

(残りの委員は休憩へ)

—————休 息—————

(選考委員会終了)

議長

それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

選考委員の中で、選考委員の代表をお決めになったと思いますが、協議の結果を代表からご報告をお願いいたします。

小林委員

はい、選考委員代表の小林です。

(9番)

議長

はい、小林委員さん発言願います。

小林委員

はい、小林です。

(9番)

選考委員会での協議の結果を報告いたします。

選挙会に沼田市農業委員会会長として、金井繁行委員さんを推薦することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。また、選考委員の皆さま、お疲れさまでございました。

ただいま、報告のございました被指名人金井繁行委員さんを当選人と定めることについて、お諮りをいたします。

被指名人金井繁行委員を当選人と定めることに同意する委員さんは、挙手をお願いいたします。

————— 挙 手 —————

議長

はい、ありがとうございました。全員一致でございます。
全員の同意があったものと認めます。

よって、金井繁行委員さんを「沼田市農業委員会選挙規程」第15条第2項の規定により、沼田市農業委員会長の当選人と定めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。

————— 休 憩 —————

当選通知及び当選人の承諾（通知書を渡し、承諾書の記入）

議長

会議を再開いたします。ただいま、金井繁行委員さんが選挙会の決定を承諾いたしましたので、「沼田市農業委員会選挙規程」第18条の規定により正式に会長に就任いたしました。

以上をもちまして、農業委員会会長の選挙会を閉会いたしますと同時に、議案第30号の審議を終了いたします。

なお、会長が決まりましたので、私はこれにて議長の職を退任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

事務局長

市長は、おそれ入りますが、公務のため、ここで退席いたします。
新会長は、おそれ入りますが、会長席へ移動願います。

事務局長

それでは、会長よりごあいさつをお願いいたします。

金井会長

ただいま、農業委員会長の大役を拝命いたしました。今後3年間皆様のご協力をいただきながら務めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

—————議席の指定—————

議長

それでは、会議を再開いたします。

(金井会長)

まず、「沼田市農業委員会会議規則」第5条第1項に「議席は、会長が定める」と規定されておりますので、私の方で議席の指定を行いたいと思っております。

現在、委員さんにつきましては、行政区順に配置されております。

従いまして、現在の席をそのまま各委員さんの正式な議席にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございました。「異議なし」と認め、決定させていただきます。

それでは、議席番号が決定しましたので、席札の表の1枚を外していただき、議席番号の入った正式な席札にしていただきたいと思います。

次に、議案第31号「沼田市農業委員会会長職務代理者の選任について」を議題といたします。

ただいまから、この会議を沼田市農業委員会会長職務代理者の選挙会とし、開会をここに宣言いたします。

事務局長から、法令等の規定について説明させます。

事務局長

はい。事務局長。

議長

事務局長。

事務局長

はい、ご説明申し上げます。

「農業委員会等に関する法律」第5条第5項で「会長が欠けたとき又は事故があるときは、委員が互選した者がその職務を代理する。」

と定められております。

また、「沼田市農業委員会規程」第3条において「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、委員のうちから委員があらかじめ選挙して定めた委員が、その職務を代理する。」との定めがございます。

「沼田市農業委員会選挙規程」第1条の規定により選任の方法は会長選出と同じく、投票あるいは指名推選によるとなっております。

説明は以上でございます。

議長

はい、説明が終わりました。選任の方法といたしましては、投票と指名推選の二つの方法がございます。

ご意見がございましたら発言願います。

ご意見が無いようですのでお諮りいたします。

会長職務代理者の選任については、指名推選の方法により進めたいと思っておりますがいかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございました。

全員一致の「異議なし」と認めます。よって、会長職務代理者の選任につきましては、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名推選の方法でございますが、会長選挙と同じ選考委員による選考委員会を設置することで決定いたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございました。

「異議なし」と認め、会長選挙と同じ選考委員会を設けることと決定いたしました。

別室において選考委員会を開催し、会長職務代理者の推薦をお願いしたいと存じます。

それでは、暫時休憩といたします。

(選考委員は別室へ)

—————選考委員会—————

(残りの委員は休憩へ)

—————休 憩—————

議長

(選考委員会終了)

それでは選考委員の皆さまが戻られましたので、会議を再開いたします。

9 番委員

選考委員の代表より選考結果の報告をお願いいたします。

議長

はい、選考委員代表の小林です。

9 番委員

はい、小林委員さん発言願います。

はい、小林です。

選考委員会での協議結果をご報告いたします。

選挙会に 会長職務代理者として、遠藤由理子委員さんを推薦することに決定いたしました。

議長

以上、報告を終わります。

はい、ありがとうございました。また、選考委員の皆さま、お疲れさまでございました。

ただいま、報告のございました被指名人遠藤由理子委員さんを当選人と定めることについて、お諮りをいたします。

被指名人遠藤由理子委員を当選人と定めることに同意する委員さんは、挙手をお願いいたします。

—————挙 手—————

議長

はい、ありがとうございました。全員一致でございます。

全員の同意があったものと認めます。

よって、遠藤由理子委員さんを「沼田市農業委員会選挙規程」第15条第2項の規定により、沼田市農業委員会会長職務代理者の当選人と定めることに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

————— 休 憩 —————

当選通知及び当選人の承諾（通知書を渡し、承諾書の記入）

議長

会議を再開いたします。

ただいま、遠藤由理子委員さんが選挙会の決定を承諾いたしましたので、「沼田市農業委員会選挙規程」第18条の規定により、正式に会長職務代理者に就任いたしました。

以上をもちまして、会長職務代理者の選挙会を閉会いたしますと同時に議案第31号の審議を終了いたします。

ここで暫時休憩といたします。

遠藤由理子委員は会長職務代理者の席に着いてください。

議長

ここで、職務代理者にあいさつをお願いいたします。

遠藤委員

中立の立場ということで、委員になって3期目になります。全力で会長をお支えしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

議長

会議を再開いたします。

次に、議案第32号「沼田市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局長から、法令等の規定について説明させます。

事務局長

はい。議長

議長

事務局長。

事務局長

はい、ご説明申し上げます。

推進委員の設置にあたっては、「農業委員会等に関する法律」第17条第1項で「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない」と定められております。

また、法第19条第1項により、「推進委員を委嘱しようとするときは、農業者等に推薦を求めるとともに、募集をしなければならない。」と定められており、推薦及び募集した結果、議案書5ページの名簿に記載の30名の方々となり、同第2項によりホームページに公表いたしました。

同第3項により、「推進委員の委嘱にあたっては、推薦及び募集の結果を尊重しなければならない。」と定められております。

つきましては、名簿に記載の30名を推進委員として委嘱いたしたく提案させていただきたいと思っております。

説明は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長

はい、説明が終わりました。

説明についてご意見がありましたら発言願います。

ご意見がないようですのでお諮りいたします。

説明のとおり、別紙名簿の30名を推進委員として委嘱したいと思っておりますがいかがでしょうか。

—————異議なし—————

議長

はい、ありがとうございました。

全員一致の「異議なし」と認めます。

よって、別紙名簿の30名を沼田市農地利用最適化推進委員として委嘱することに決定いたしました。

議長

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時45分

5. 協議事項

- (1) 農業者年金「加入推進部長」の選出について

6. 連絡事項

- (1) 農地利用最適化推進委員の委嘱式及び農業委員・推進委員全体会議について
- (2) 農業委員会申請書受付、総会及び現地調査日程等について
- (3) 農業委員・推進委員章（バッジ）の貸し出しについて
- (4) 農業委員会手帳（2023版）の配付について
- (5) 農業委員・推進委員の報酬等について
- (6) 全国農業新聞（農業委員会系統組織が発行する専門誌）の購読について
- (7) 利根沼田農業委員会協議会について
- (8) 令和5年度会議・研修会等行事予定について
- (9) 農業委員会親睦会会費納入について
- (10) その他

7. 閉 会

終了 午後3時05分